

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第14項 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）				
本文	前項 第1号	第1項	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
		第2号	ア	第1種特別地域
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項 第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	第1項 第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
	ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。		
		●ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
		●イ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
		●ウ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
	前項 第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。		
		ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
	前項 第3号	照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。		
		ア	色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。	
		イ	期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。	
		ウ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。	
エ		動光又は点滅を伴うものでないこと。		
オ		野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
ただし書		学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。		
第1号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。			
第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
	●ア	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。	公園事業道路等	公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該自然公園の利用に資する道路
		●イ 学術研究その他公益上必要と認められること。		
	●ウ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
	●エ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
	●オ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。		
	●カ	前項第1号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。		
		前項 第1号	●ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
●イ			既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	